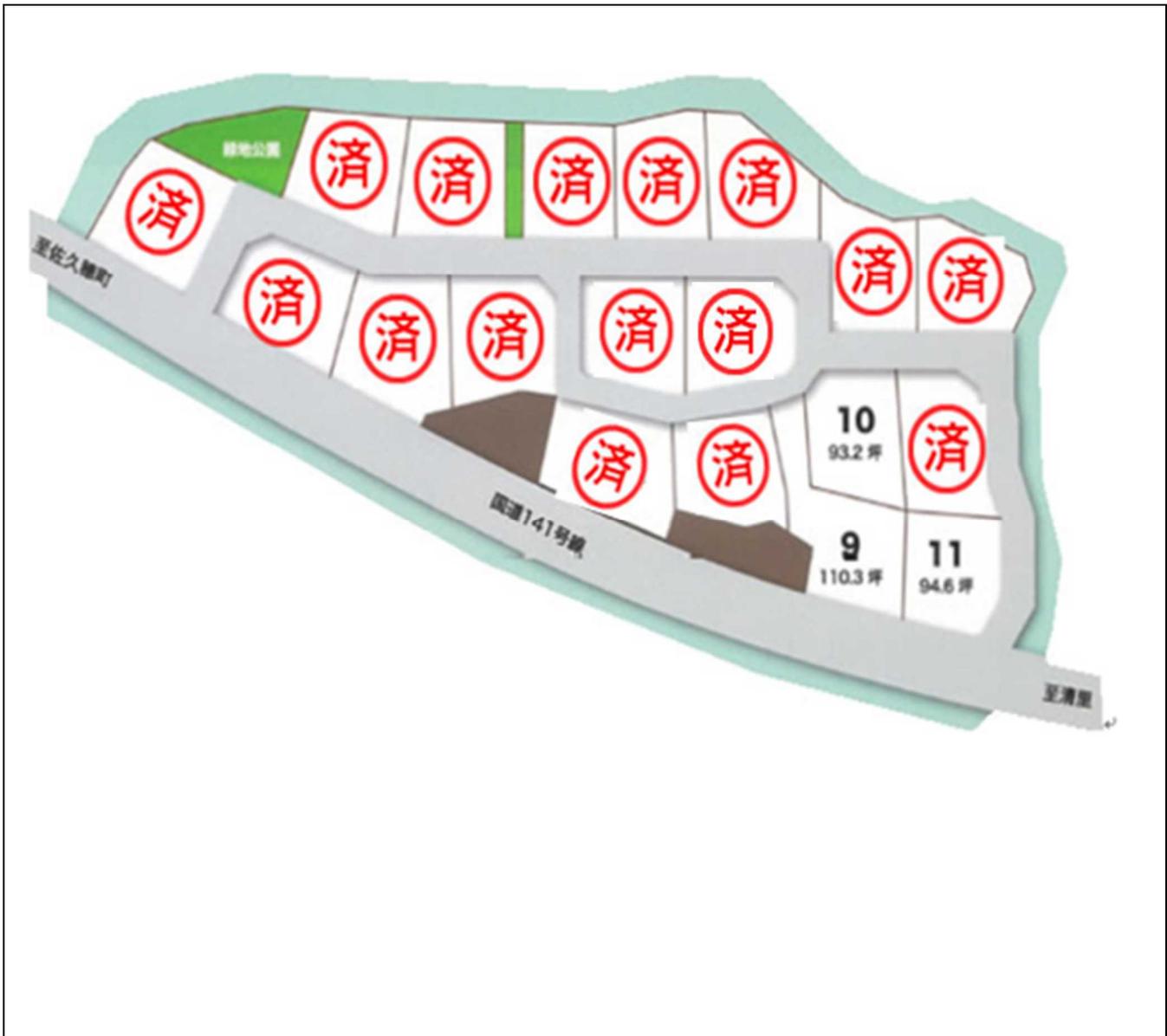


小海町宅地分譲地のご案内

小海町では定住促進を図るため宅地（町有地）の購入希望者を募集します。

本間大田団地 宅地分譲地



長野県南佐久郡小海町

1 分譲地の概要

売主 小海町

所在地 長野県南佐久郡小海町大字千代里（本間下）

区画数 19区画

（区画番号 1、2、3、4、5、6、7、8、12、13、14、15、16、17、18、19は成約済）

区画面積 平均 329.30 m² 最大 378.55 m² 最小 296.73 m²

道路幅員 幹線 6.0m 支線 4.0m 緑地公園 1箇所

2 申し込み条件

小海町内に定住を希望し、購入した分譲地に自ら居住するための住宅を建築しようとする契約能力のある者（年齢は要件としません）

町納付金等に滞納がないこと（転入予定者は従前地においても同じ）

買主及び家族が暴力団の構成員でないこと

3 住宅建築の諸条件

建築できる建物は、自己用の専用住宅に限ります（併用住宅不可）

売買契約の日から3年以内に住宅の建築を完了させ、（建築基準法の完了検査をもって完了とします）居住すること（買戻し特約を登記します）

転売及び第三者への譲渡（有償無償問わず）は5年間禁止とします

4 申込みについて

受付場所

小海町役場 総務課 渉外戦略係 電話 0267-92-2525

申込方法

役場受付場所に備え付け又はホームページの申込書に必要事項をご記入・押印のうえ、提出してください

申し込みに必要な書類

- ・ 宅地分譲申込書
 - ・ 住民票（入居者）・・・小海町内の方は不要です
 - ・ 納税証明書・・・小海町内の方は不要です
- 区画の決定について
- ・ 申込み順によります。

5 契約の締結及び代金の支払い

決定の日から5日以内に契約の締結をします

契約にかかる収入印紙代を、別途ご負担いただきます

6 手付金及び売買代金の納入

契約締結後、売買金額の20%を手付金として14日以内に納入し、残額代金を3ヶ月以内に小海町が発行する納入通知書により納入していただきます。納入にかかる手数料等は購入者のご負担となります。なお、手付金は購入者の事情により、契約解除となった場合は返金されません

7 土地代金以外の費用

- 契約印紙代 土地売買契約書に貼付する印紙代
- 移転登記費用 登録免許税、評価証明書 300 円、住民票謄本 300 円
- 水道加入金 住宅建築の際に、小海町上水道の加入負担金が必要となります。
加入金 13mm66,744 円、20mm133,488 円、検査手数料 15,000 円
- 公共下水道 加入受益者負担金 35 万円（下限）

8 建築制限など

- 建築確認 建築の際は、建築基準法に基づく建築確認が必要となります
- 用途 建設できる建物は専用住宅とします
- 建ぺい率、容積率
建築基準法に基づく規制が適用されます
- 建ぺい率 70 パーセント、容積率 200 パーセント
- 河川法による許可が必要となる区画があります
- 防災地区 指定なし 上水道 町上水道 下水道 南佐久公共下水道
- 電気 中部電力(株) ガス プロパンガス

9 瑕疵担保、電柱契約の継承

現況有姿を基本に、分譲区画に隠れた瑕疵があった場合は、契約から3年間に限り補償します。また、電柱のある区画については、町契約を継承するものとします

10 主要公共施設への距離

- ・小海町役場、佐久総合病院小海分院約 3.8 k m
- ・小海郵便局 約 3.9 k m
- ・J R 小海駅約 4.6 k m
- ・小海中学校 約 5.0 k m
- ・小海小学校約 5.8 k m
- ・小海保育園 約 5.7 k m
- ・小海児童館約 5.5 k m
- ・北牧楽集館（図書館）約 3.8 k m

11 行政区

行政区は「本間区」への加入を義務付け、費用負担や労力提供等により、良好な地域づくりに協力するものとします。隣組の編成、区の各種事業、区費等は区長さんの指示に従ってください

12 その他宅地分譲地

併せて下記宅地分譲地についても、宅地分譲を行っています。

19歳未満の子どもがいる世帯、または夫婦のどちらかが40歳以下の世帯については、通常価格より10%割引の特例価格の販売となります

名称	区画数	面積	通常価格	特例価格
芳の窪	1区画	521.77 m ² (158坪)	650万円	585万円
見晴台	1区画	401.37 m ² (121坪)	605万円	
馬流	1区画	373.06 m ² (113坪)	830万円	747万円

13 小海町子育て世代住宅取得助成事業のご案内

小海町では、次世代を担う子育て世代の定住を支援・促進するために、子育て世代が町内で住宅を取得する場合に費用の一部を助成します

助成対象者

19歳未満の子どもがいる世帯、もしくは夫婦のどちらかが40歳以下の世帯

* 町徴収金に滞納がない世帯に限ります

対象要件

居住部分が50 m²以上の物件の取得（新築住宅・増築・中古住宅の取得）

助成金額

・新築住宅取得 100万円 ・増築、中古住宅取得 50万円

* 新築、増築住宅を町内業者で建設した場合20万円が加算されます。（中古住宅は適用外）

* 19歳未満の子どもが世帯にいる場合、1人につき10万円が加算されます

遵守事項

自家用住宅とし、取得後5年間に転売等あった場合は、助成金は返金していただきます

区画面積・分譲価格

区画	面積		価格
	m ²	坪	
1	374.59	113.5	6,370,000
2	348.74	105.6	4,640,000
3	378.55	114.7	5,040,000
4	346.63	105.0	5,890,000
5	364.48	110.4	5,390,000
6	316.15	95.8	5,380,000
7	324.65	98.3	4,800,000
8	321.14	97.3	6,020,000
9	364.16	110.3	4,310,000
10	307.69	93.2	4,550,000
11	312.20	94.6	4,620,000
12	311.79	94.4	5,300,000
13	305.51	92.5	3,610,000
14	308.73	93.5	4,110,000
15	318.28	96.4	4,710,000
16	296.73	89.0	4,300,000
17	300.24	90.9	4,440,000
18	327.16	99.4	5,560,000
19	329.19	99.7	4,870,000